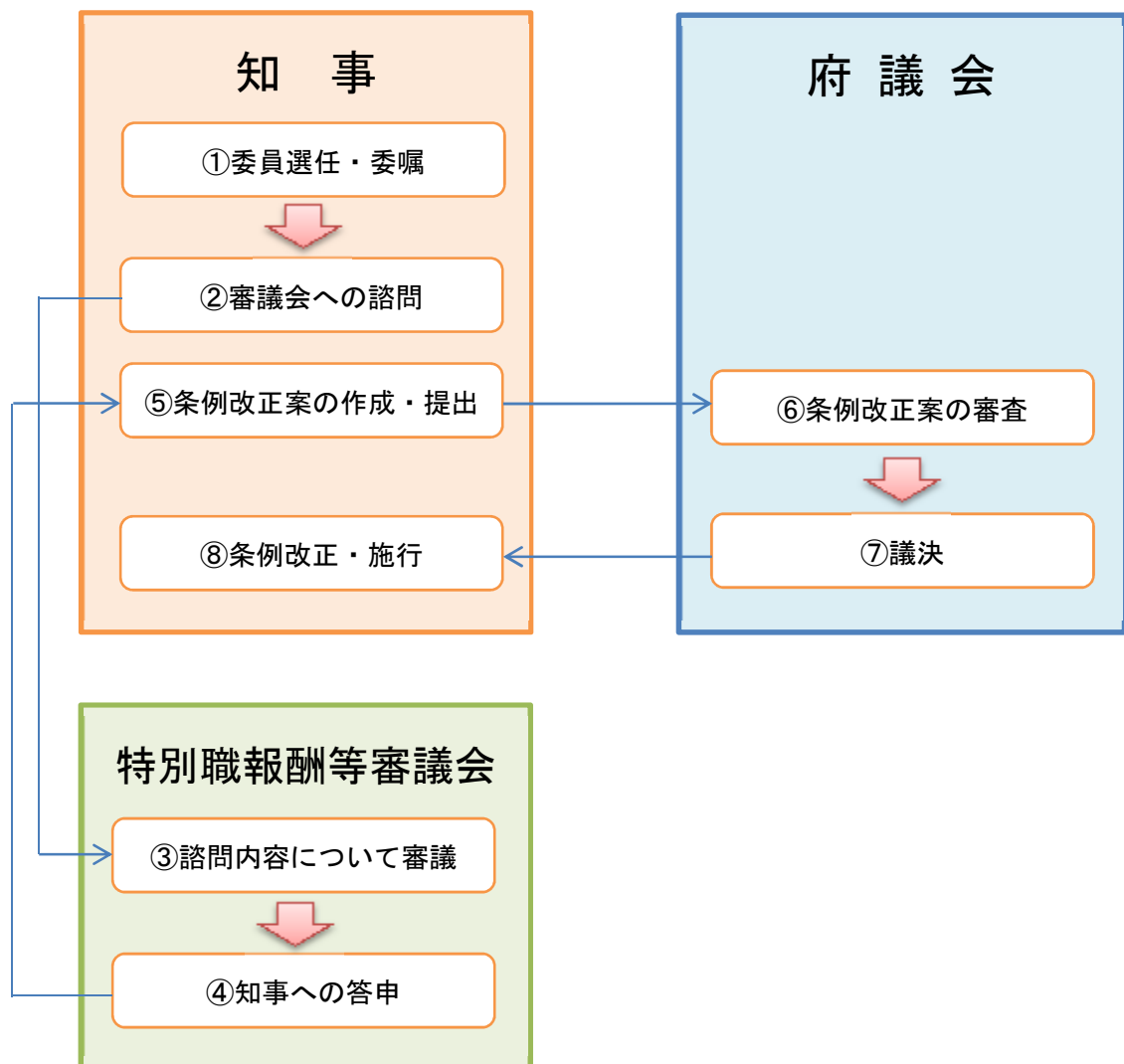


## 特別職の報酬等の決定の仕組み

○知事等の給料、府議会議員の議員報酬の改定までの流れ〔現行〕



## クロスチェックとなっている部分

③知事が選任した委員が議員報酬について審議すること。

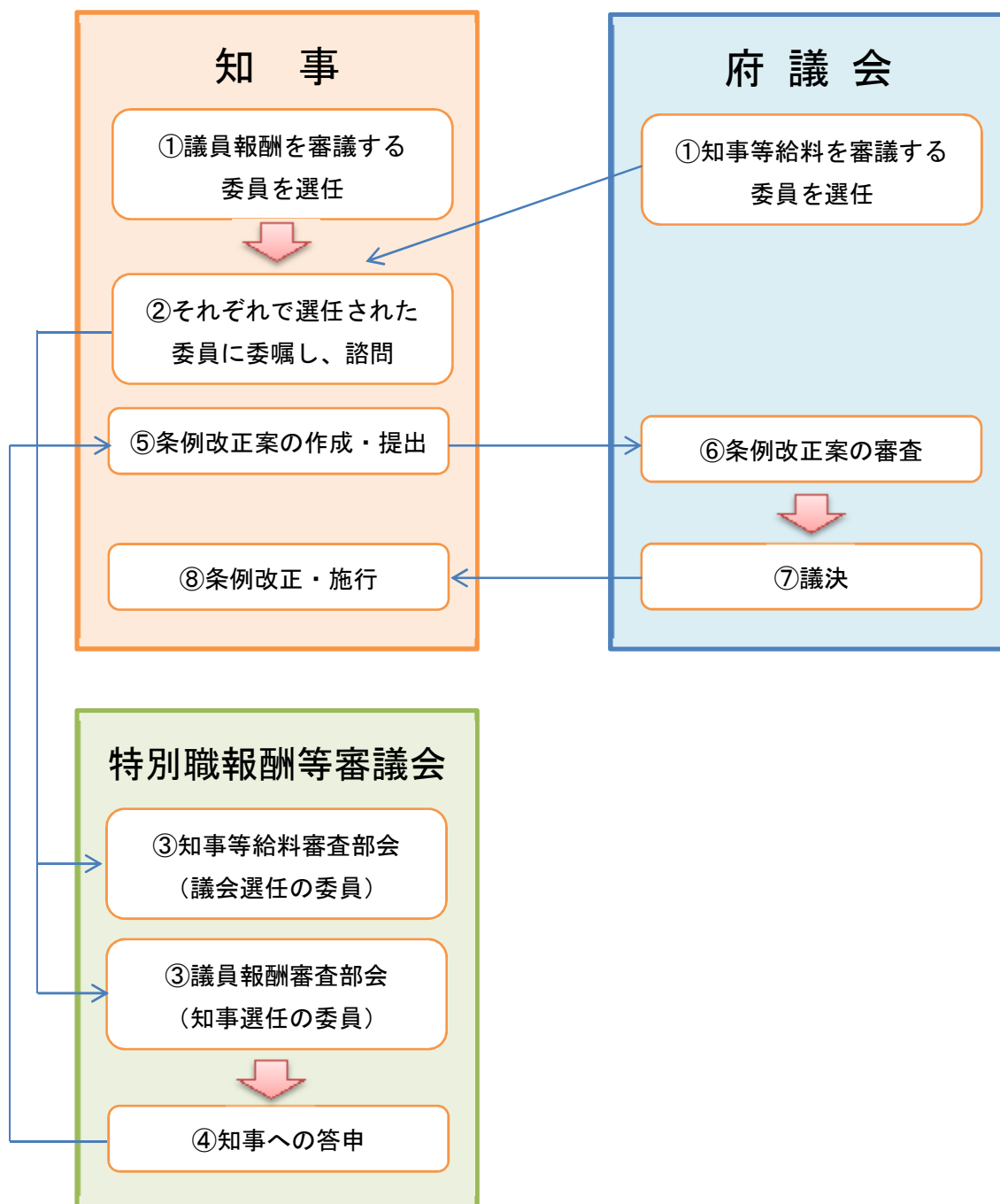
⑥及び⑦

知事給料等の条例改正案に対して、議会が審査を行うこと。

◆考えられる方法

○クロスチェック方式①

知事給料を審議する委員は議会が、議員報酬を審議する委員を知事が選任し委嘱する。



クロスチェックとなる部分

①及び③

知事が、議員報酬を審議する委員を選定し、審議会で審議すること。

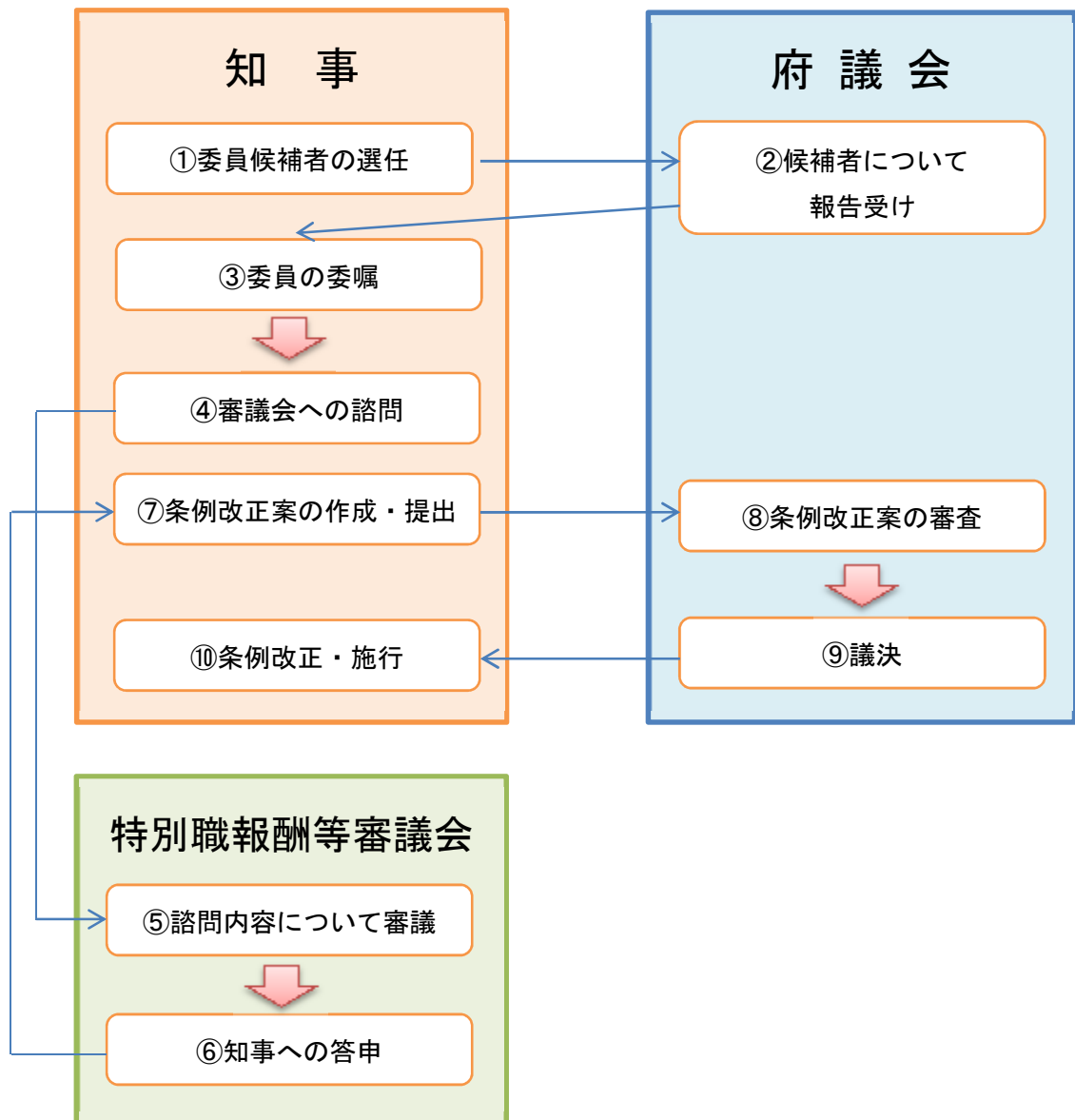
議会が、知事等給料を審議する委員を選定し、審議会で審議すること。

⑥及び⑦

知事給料等の条例改正案に対して、議会が審査を行うこと。

## ○クロスチェック方式②

現行方式を基本とするが、知事が委員を選任する際に議会に報告することとする。



### クロスチェックとなる部分

#### ②の時点

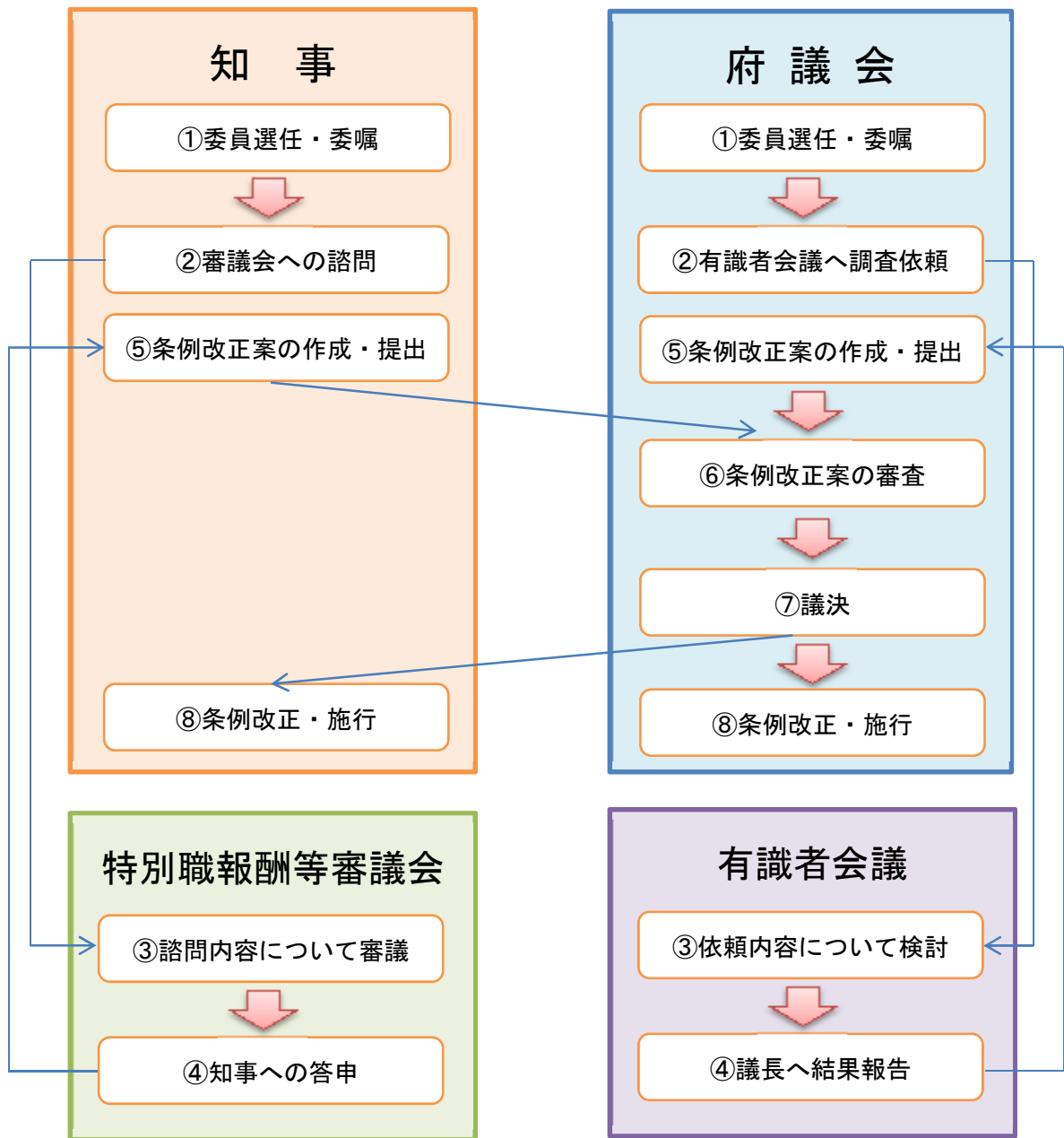
知事が、委員候補者を議会に報告すること。

#### ⑥及び⑦

知事給料等の条例改正案に対して、議会が審査を行うこと。

## ○パラレル方式①

知事等給料、議員報酬の審議をそれぞれ選任、委嘱した上で審議を行う。



(参考) 地方自治法

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

## ○パラレル方式②

外部有識者の意見を聞くことなく、それぞれが組織内部で報酬等の額を決定し、議会に条例改正案を提出する。改正案に対する府民への説明責任はそれぞれが果たす。